

議案第 6 号

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、
休日及び休暇に関する条例の一部改正

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例の一部改正について、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 17 日提出

岡山県市町村総合事務組合

管理者 小 倉 博 俊

〔提案理由〕

令和 8 年 6 月 1 日に人事院が「被害者参加制度に基づく裁判出頭
を特別休暇とする」改正をしたことから、所要の改正を行う必要が
ある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「参考人」を「参考人，被害者参加人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の新旧対照表

新	旧
(特別休暇) 第 7 条 特別休暇は、次に掲げる基準に従い、管理者が承認を与えた場合とする。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署への出頭の場合、その都度必要と認める日又は時間 (2)の 2～(20) 略	(特別休暇) 第 7 条 特別休暇は、次に掲げる基準に従い、管理者が承認を与えた場合とする。 (1) 略 (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人____等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署への出頭の場合、その都度必要と認める日又は時間 (2)の 2～(20) 略